

令和6年(2024年)6月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和6年6月4日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年6月11日(火)

出席議員

1番	脇	昭	博	2番	宮	地	忍		
3番	岡	村	哲	雄	4番	大	西	瑞	香
5番	原	隆	伸	7番	奥	村	仁		
8番	樋	口	泰	生	9番	太	田	哲	生
10番	瀧	本	攻	11番	近	澤	チヅル		
12番	入	江	康	仁	13番	家	崎	仁	行
14番	平	野	隆	久					

欠席議員

6番 東 篤 布

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が3人、12日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1 番 脇 昭博議員

2 番 宮地 忍議員

のご兩名を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 3 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間を含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう、十分注意をしていただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていると思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担

当課長等の答弁は最小限にとどめていただきますよう、議事の運営にご協力をくださいますようお願いいたします。

それでは、11番 近澤チヅル議員の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

おはようございます。

それでは、11番 近澤チヅル、6月議会の一般質問を行います。

1項目ずつ質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、残土について。

先般、行政報告会でも上里地区の方々から、水は安全か、飲み水に影響はないかという心配の声がありました。それは、水源地の近くまで盛土が迫っていることを目の当たりにし、日々を送っているからです。

私は、12月議会でも質問いたしました。12月の時点では、盛土は大河内川沿いの民有地で3か所でした。1か所については県と連携して厳正にやっていきたい、2か所については町条例未満だが、厳しく指導・監視を行っていくというのが町長の回答でした。

また、私は、届出制を許可制にという提案もしましたが、同じ効力があるから十分ですというのが回答でございました。その結果、6か月が過ぎ、盛土の状況は拡大されております。

質問通告の後にも全協が開かれました。そこで、現状について初めて公に説明があり、私は、これまで口頭での説明は伺っておりましたが、書類上にこのように記されました。それを見て、この状況に大変驚いております。何も分からないとは伺っていましたが、これほどまでに無法が成り立ってしまっているとは、あきれ果ててしまいました。

そこで、改めて、盛土の正式な場所、大きさなど現状の詳細と、町長がその状況をどのように認識しておられるのか問います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

今日と明日ということで、一般質問のほうを答弁させていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、近澤議員のご質問にお答えをいたします。

盛土の現状と、それに対する私の認識ということでご質問をいただいております。

大河内川沿いの盛土の現状及び対応状況につきましては、上里地区の旧事業所で行われている盛土行為につきまして、事業者が三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の申請を行うという意思表示が示されておりますことから、現在、三重県において対応を行っていただいているところでございます。

事業者に対しまして、計画書の提出や三重県条例に基づく適正な盛土行為を求める指導を継続しており、警告文書も手渡ししているとお聞きいたしております。紀北町といたしましても、三重県と連携して、条例に基づく毅然とした対応の継続をしていく所存でございます。

なお、大河内川を挟んで河内の集落の奥に3か所、上里側の食品工場の上流に1か所、上里浄水場上流に3か所の盛土が行われておりますが、いずれも面積が1,000㎡未満でございます。町条例の適用外であります。

しかしながら、町において、事業者に対して事前協議を行いまして、町条例の説明を行うとともに、町条例に基づいた監視や環境測定などをしっかりと行い、調査結果につきましては地域住民の皆様に公表させていただいております。

いずれにいたしましても、地域の皆様のご心配や不安の軽減を図るため、しっかりとした指導・監視を継続して行っていきたいと考えております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

1か所の3,000㎡を超えるであろうものは、業者の方が県へ許可申請を出すとおっしゃられておりましたが、出ておりませんし、町の場所ではありますが、届出もされていない。そして、何か所というお話はありましたが、全協でも正式な住所、そういうことは分からないという本当に信じられない現状があります。盛土がどんどん広がる、町民の皆さんの不安・怒りも広がるばかりです。

ここで、少し全協の内容を説明させていただきます。

8月2日に事業者から相談があり、10日には、町が1,000㎡未満を厳守するよう説明をいたしております。8月31日、土砂の移動を確認、9月13日には盛土の面積が拡大している。

また、25日、さらに面積が拡大し、目測で県条例で規定されている3,000㎡を超えていると見られるので、県に報告したとあります。

最初の段階で、町は1,000㎡未満になるよう指導・説明をしたが、1か月半後には3,000㎡

を超えるかもといった状態になっており、本来であれば、この時点で町に届出が必要なはず
です。結局、許可制ではなかったという理由から、協議もできなかったということなのだと
思います。

その間、町は何をされていたのか不思議です。その後、県が指導や警告文を繰り返し出し
ておりますが、提出期限にはそれらは全て提出されておられません。これの繰り返し、この
頂いた資料の中にもあり、現在に至っております。

私は県庁でも、係の方に、半年も何をしていたのですかと聞きました。頑張っていますと
いうお答えでした。これが、県がさんざんに出してきた警告文は何の意味もなく、ただ警告
文を出して、それが守られない、その繰り返しなのに、頑張っているというのですから、本
当に町民の皆さんの思いや痛みを心に寄せていないという証拠であると思いました。

これだけのことをされていて、効力のある措置命令などを一度も出していないことに、驚
きと怒りが隠せません。全体の奉仕者としての精神が薄い。そのような県に指導してほしい
とあって、先ほどのお答えにもありましたが、町長も同じように、県と同じぐらいの精神、
失礼ですが、私はそう思いました。本当に何をなされていたのでしょうか。

さらに、1月16日、今年に入って、5万㎡の許可申請をすると、事業者の方が言ってきて
おります。これは、今までも届出も何もないのに、もっとすごいことを言ってきたのに、す
ごい発言だと思っております。しかも、こんなことを言っておきながら、事業者は相変わら
ず何の書類も提出しておられません。

その状況の中で、ある意味、粛々と拡大が進んできました。まさに無法地帯もいいところ
です。こうなれば、条例など何の役にも立たないのではないのでしょうか。

ここで、2点お伺いします。

まず1点、県へしているとおっしゃいましたが、業者に対して町長は何をなされたのです
か。効力のある行動をしておりましたか。

2点目は、条例が役立っているとは到底思えませんが、このことについて、どう考えてお
られるのかお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々は県のほうに対して、幾度となく伺わせていただきまして、本人も県条例に従って許
可申請を行うということをございますので、我々としては、県のほうでしっかりと対応して

ほしいということを伝えていただいて、事業者に対しても幾度となく、警告確認書、そういったものを求めているところでございます。

町条例も県条例も機能しております。機能はしておりますが、事業者が守っていない。そういうことでございまして、今後、守っていないということに対して、県がどういう対応をするのか、我々は、しっかりと県条例で対応してほしいとお願いをしているところでございますし、今後の状況を見て、我々も県のほうにもお伺いして、事情等も聞きながら、しっかりとした意見を述べていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

町長の思いと私の思いは大きく差があると思います。町条例を守るために行政があり、その長である町長が町条例を守るために働く。これは当たり前の話ですが、それが、今もおっしゃいました、業者は町も県の条例も守られていない、自らおっしゃいました、今。その現実があるのではないですか。

町長は、気持ちは同じだと、いつも私に言います。でも、違います。私はいつも本気で、全力で、こうして残土に対して向き合ってきました。果たして町長は、同じ気持ちだと、同じなのだと、この結果をどう見ておられるのか。私は本気でやっているようには思えません。

町条例が守られていない3,000㎡余りの盛土があるのですから、県に強く言う前に、町の長として優先すべきことがほかにあるはずです。それは町条例を守らせることだと思います。

守っていないと今もおっしゃいました。町長の考えをもう一度お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

根本は、基本的には業者が町条例を守っていない、県条例を守っていないということなんですが、県のほうでは先ほど申し上げたように、警告とか確認書を県が取っております。県が取っていて、県が対応しておりますので、県に我々としたら、条例に基づく適正な対応をしてほしいというお願いを今しているところでございます。

そういうことで、弁護士とも相談させていただいたんですが、県の条例に提出するという、こういった、逆に言えば証拠になってしまうんですね。そういったものが提出されている限りは、まずは県において対応すべきであると思っております。

町のほうが、1,000㎡超えたからということではなし、その事柄自体が、事業者がどうい
うことで県にいつているかということをおも確認してありますので、本来からすれば、県
に申請をする前にこういった埋立てをすること自体が、私は条例違反だと思っております。

そして、先ほど言いました僅か1か月と、我々のところにも話に来て、1,000㎡以下でや
るよと言いながら、極端に言えば、本当に隙間を縫ったように3,000㎡からの土を入れてし
まった。そのところが、少し抜かりがあった部分もあろうかと思いますが、これは県のほ
うが、まず申請があつて許可がなければ、一切入れられないということになっている、あら
かじめ許可が必要だと言っていますので、我々としては、その部分も県のほうには、この
間お邪魔したときにお話もさせていただきました。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

それでは、食い違いは解消されておきませんが、2つ目の県条例と町条例についてお伺い
します。

12月議会でも議論をいたしました。私は、環境問題で日本の先端を走る専門家や弁護士の
方々から、県条例よりも町条例が強い。そうでなければ、何のために町条例をつくつたのか
と、そのときも責められました。県と町、どちらの条例も守らなくてははいけないものです。
どちらの条例も守られておきません。

そして、町条例を提案したのは町長で、議決をしたのは議会です。その際も8対7でござ
いました。今の条例ができておきります。その条例を守らせる責務が、私たち議決した議員に
もあきります。それを守らせるために行政があると思ひます。

町長は、議決したのは議員だからと、まるで自分に責任がないかのような発言も12月議会
で答弁されておきりましたが、そんなわけはあきりません。行政の長である町長こそが一番に頑
張らなくてはならない。まさに今、正念場だと思ひます。

私は先ほどから、専門家の先生方にも、町条例のある意義を問われました。これまで私は、
県条例と町条例、どちらが優先されるべきかを語ってきました。その原因として、そもそも
双方の基準が違っていること、町のほうが厳しい基準を取り入れていることがあきり、本当に
大切なことは、この町の町長として、町条例を守るように強く事業者に、守っていないん
ですから、働きかけていくことが何よりも大切です。3,000を超えたから県の仕事だとか、本
人が言っているから指導してほしいとかではないはずです。まさに私は、怠慢ではないかと

思います。

業者が県の許可を取ると言えば、これ幸いとばかりに、県に責任を取ってもらったらと、弁護士も県条例が優先されると言っていると。自分の仕事を投げ捨てて県に足を運ばれ、それは認めます。でも、全協でも、県にもっと、私も全協で、県にもっと強く言わなければならないと発言しましたが、この質問に当たり、改めて全協の資料など整理し、そして、たくさんの専門の方のお話をお聞きし、自分の認識が甘かったことに気づきました。本当に申し訳ないと思っております。

「住民目線」「住民とともに」がスローガンの町長ですが、今何をすべきかお分かりであろうかと思えます。町長の仕事は町条例を守らせることです。どちらが優先されるかとかではありません。それができない、守らない事業者には、厳しく対処し、命令を出す。町に届出もない、県に許可の申請も出さない。何一つ警告を守らず、書類の一つも出さないのに盛土が積まれている、本当に悲しい現実です。町条例を守らせるために頑張りたいと思います。町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一つだけ、議決したのは議会だということで、議会に丸投げのような発言は、私は一切しておりません。議会の議決もいただいてというような表現だと恐らく思います。そういうことでございますので、ご理解よろしくお願いをいたします。

それと、議員本人もおっしゃっているように、どちらが優先というわけではございません。町条例も県条例も法律、ルールでございますので、それらを守っていただくために、我々は今着実に、そういう違反をされている方に対して、県からもお願いをさせていただいております。

これが、もし県条例の対応でないとなったら、即町条例ということになれば、町条例で対応もいたしますし、恐らく町条例違反ということで、その方向で進んでいくのではないかと思っております。

我々自体も、今の条例、県条例、町条例でできる範囲のことを、弁護士の皆さんとも相談しながら行っていただいておりますので、その辺は理解していただきたいと思えますし、我々も違反に対しては、しっかりと対応したいと思えますが、今の段階でそこまでの確定的な、現状はそうなんですけれども、それを前へ進めていくのが大変、今の段階で難しい部分

もごさいますので、そこは県のほうとも相談しながら、しっかりと前に進めていきたいと思
います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

両方とも守っていない、そして県へも何も出されていない、もう明白ですよ。昨日期限の
回答がいただけるというお話がありましたが、どうでしたか、結果。事業者からですね。

入江康仁議長

事業者じゃなくて、県のほうからですね。

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから、しっかり答えさせていただきますけれども、その明白だという部分で、
我々は議員と同じような意見を県に言っておりますので、昨日が期限だったその状況につ
きましては、担当課長より答弁いたさせます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員のご質問の6月10日が期限の県からの是正指示なんですけれども、県からは、是正は
されたというふうに事業者から連絡があったというのは確認しておるんですけれども、それ
の是正がされたかどうか、あと、計画等きちっと提出されたかどうかというのは、まだ県の
ほうも確認していないということで、書類等は一切出ていないという回答がございました。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

今の回答のとおりなんですね。現実、何の書類も出ておりません。

ですから、やはり罰則があれば、町条例には違反しているので、厳しく対処していきたい
という町長のお答えもありました。本当に十分に町条例に抵触しております。待ってくださ
いというのではなく、そこまではっきりしているんですから、町長のすることは明白ではな
いでしょうか。それだけ責任の重い仕事なんです。県に依頼するのではなく、県が頑張るよ
うに口添えすることが仕事の全てではありません。

に考えておられるのかお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今おっしゃっていただいたように、千葉県では各市町で、そういった部分も条例に記載しているところもありますが、県本体といたしまして、千葉県とか茨城県も、県外残土の搬入を禁止という条文はございません。そのように聞いております。

それで、これも議論、私としては十分行ったと思うんですが、日本国憲法第94条、法律の範囲内で条例を制定する、それから、地方自治法第14条、法律に違反しない限りにおいて条例を制定することができる、このところが、やはり大きな、条例を制定する上での議論となったのは、いまだに記憶に新しいところでございます。

そういった中で、今法律で認められている県外残土の移動を、なかなか条例化するのは難しいという考え方はいまだに変わっておりません。ですから、我々の行うべきことは、県条例、町条例をしっかりと守っていただいて、条例の範囲内で行動していただきたい、そのように思っているところでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私には理解できませんね。法律で移動は保障されておりますが、拒否はできるんですよ。しているんですよ、千葉県では。県の条例なんか、私、聞いておりません。怒りでいっぱいです。

次に移ります。

会計年度任用職員制度について質問をいたします。

3月議会で、会計年度任用職員の賃金アップ、また、正規職員と同様の期末勤勉手当4.5か月分の支給など、このことを大いに評価し、県で唯一です。全国的に見てもすごいことであると、3.1ビキニデーで再会した全労連の副議長からも大きな評価をいただきました。

一方で現在、ネットや新聞など、雇用不安の会計年度任用職員という様々な事例が日本中から流れております。中日新聞でも、これはトップ記事に先日なりました。

当町は、正規職員の数より会計年度任用職員の方のほうが多く、今や事務の補助にとどまらず、非正規の職員なしでは町の仕事が回っていかない状況であると聞いております。また、

専門的で重要な労働者として力を発揮していただいております。

ここに、公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）から、会計年度任用職員の不安定雇用に対する緊急要望書が2020年に当町にも届いております。これは全国にも届いております。この中をお読みいたします。

二度にわたり非正規公務員を対象とした検査を行い、全国の当事者と対話を重ね、雇用の不安定さに強い不安を感じる。低い賃金・待遇は固定化しており、無力感や絶望を感じるという声が全国で上がっております。保育士や司書、学校教員、給食調理員、また役所で事務職として働く人たちが、会計年度任用職員となっています。

恒常的に必要で、職員の継続の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置づけられるべきだと考えます。現状のように、不安定にもかかわらず責任は課せられ、多くの場合は低賃金で、働き手としての尊重も守られない職では、人が安定せず、公共サービスの不安定化が避けられません。

公募なしに任用する自治体もあり、これは法的義務のないということも言われております。不安定雇用を法定化して、法律で決まってしまったんですね。地域社会で不安定と不信感を広げている現在の制度の根本的な見直しが求められ、公務職場を地元の若者の未来を支える職場にしてください。これは全国に発信されております。

そのような中で、1年ごとの首切りですね、いわゆる。法律で決めてしまったというのが、今回の会計年度任用職員制度の大きな問題点だと思います。

もう一つ、深刻なものとして、臨時のときにはあった労働基本権が奪われたということがあります。これまで臨時職員は、扱いが特別職非常勤職員として、正規の公務員が持たないストライキ権や団体交渉権など、民間労働者と同様に認められてきた労働基本権が、会計年度任用職員となったことで、扱いが正規職員と同様になりました。

変わらない低賃金、低所得、低処遇ということは、紀北町ではここにメスを入れていただき、光を差し込んでいただいたわけですが、まだまだ会計年度任用職員が抱える闇に到底及ばないほど、その闇が深いことが分かってきました。

その上で、紀北町では、会計年度任用職員の評価ではありませんが、勤務評価報告書があります。これですね、私が今持っております。この報告書は1から3、10項目で、合計が14点以下になると評価が不可となり、いわゆる首になる、これが合法化されてしまった。その上、報告書は、1人の方の評価によってされることが多いようです。多くは課長がその責任を担っているようです。

この評価報告書ですが、これは一方的かつ恣意的、恣意的というのは気ままで自分勝手であるということですね。自分の好みや意見、感情のままに行動したり決定したりしてしまうことが、十分に起きかねないものとなっています。また、それを実行している課長は大変忙しく、実際のところ、本当に苦勞されているとっております。職員を評価する時間も与えられていないように思われます。

これらの問題点は、1人の人間が評価されるということです。上司や同僚の単なる主観や好き嫌いが反映される場合もあり得る話です。職場環境やサービスをよりよくするために、時には対立した意見を言うこともあります。しかし、そういった人を排除するためのものとして働きかねない側面があるのです。

この2つは起こってはならないことであるし、実際にこんなことはしないと、今ここで聞きの方も思っていらっしゃるかと思われます。しかし、この評価で1人の人間が雇い止めになる、実際に1年で雇い止めを受けた方も、紀北町で残念ながら1人おられます。

なお、正規職員は、こういった間違いが起らないように、二重、三重のチェックが行われております。

これから勤勉手当の支給などが始まり、町長は、正規職員と同様に評価制度の導入も考えておられるとお聞きしております。現状の制度では、不安定な雇用が引き続き続いてしまい、到底安定した雇用にはつながりません。ぜひ正規職員と同様の、私は、評価制度はよいとは思っておりません。されるほうもするほうも、一番嫌な仕事だろうなと思っております。町長は、どのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

会計年度任用職員のお話をいただきました。お話がちょっと長かったので、いろいろと飛んだらごめんなさい、答え方に。

まず、1人の所属長が、みんな平等に、そういった評価をしておりますので、そこはいろいろな所属長もおりますので、恣意的ではないということをご理解いただきたいと思っております。

それと、会計年度任用職員の方、いろいろな働き方がございます。そういった中で、我々の思うところは、やはりそういった方が働きやすい職場環境をつくるということが大事だと思います。しかしながら、それぞれの立場で試験を受けていただいて、その試験に基づいて、

また、先ほど勤務成績報告書のお話もされましたけれども、それに対して、役場としても、会計年度任用職員の就業規定というのがございます。それを入れていただくときには、きちんとお渡しして、こういう条件で働いていただきますよということをしておりますので、今働いている方々は、これに承知した上で働いていただいているものだと思っております。

我々といたしましては、所属はピラミッド関係になっていきますので、それはそれぞれの所属長のまた上にもいるわけなので、そういった方々がございますので、そういったものもみんな平等な立場で判断をさせていただいているものだと私は認識しております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れです。ぜひ正規職員と同様の評価制度を求めていただきたいと。それに対する答えがありませんでした。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません、答弁漏れで。

人事評価、これは勤勉手当が支給されますので、必然的に、こういったことが行われなければ勤勉手当の評価もできない。それから、先ほども申し上げましたが、1年ごとの契約になっておりますので、そういう形でやっていかなければいけないということで、今まで以上に人事評価ということに重きを置かなければいけないと思っております。

言葉不足みたい、全く一緒の評価というのは、雇用形態が違いますので、そういうわけにはいきませんが、それぞれの職種に合わせた、そういう評価もしていきたいと思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ、会計年度任用職員の皆さんの人権を守る評価制度にしていただきたい。正職員も非正規職員も同じ人間です。基本的人権を守っていただきたい。そのことを申し上げまして、次の3番、図書室についての質問に移ります。

3番、図書室について。

先ほどの質問にも関係していくものですが、当町の図書室において、初の会計年度任用職員が1年で、いわゆる雇い止めになるという事案が発生いたしました。その大きな原因として、先ほどの評価制度が関わっております。今回は、その方から特別に許可をいただきましたので、一部ですが、その問題について触れていこうと思います。

その方は、民間で営業職を長く勤めておられた方でした。この地で、地元で働きたいという思いと、本が好きだという思いから、持っていた司書資格を生かすべく、紀北町の図書室で会計年度任用職員として働き始めました。

ところが、みんなと仲よくしたい、仲よくなりたいたいという思いが、これまでの営業で携わってきたノウハウを生かして、利用者の方がどのような本を好んでいるのかなど、相手の立場になって、それを積極的に発信しておられました。ところが、この行為が、図書室の決まりである利用者の秘密を守るという部分に抵触するという事で、相手の頭の中をのぞくなどという理由で禁止、指導されました。これが、この方が現在の状況に陥った大きな原因の一つであると思っております。

この出来事の重要な点として、この方は利用者のためになると信じて仕事をしてきたということです。仲よくしたい、しかし、これまではそういったことをしていなかったであろう職場との間で、そのようなことをしてもよいのかという問題になったということですが、これは先ほど言いましたように、職場環境やサービスをよりよくするために、時には対立した意見を言うこともあるという部分に通じるものがあると思います。

これらの原因として、図書館法によらない紀北町独自の図書室のルールが背景にあることは間違いありません。住民のためにとって働く人が働けないような、そんなルールでは到底駄目だと思います。このことについて、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

図書室についてということですが、内容については個人の秘密ということですので、私がこの場でお話しすることは控えさせていただきますけれども、雇い止めという言葉が私にはちょっと引っかけますもので、そのことだけ言わせてください。

会計年度の職員の方は1年ごとの契約更新なので、そこだけご理解いただきたいと思っております。

それから、図書館法に基づく図書館をとということなんですが、その対応については、図書

館法に基づこうが基づくまいが、図書室として、図書館として運営していく方針自体は変わっておりません。我々としては、町民の方に対して、適切な図書のサービスの提供をできるように努めているところでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

今町長がおっしゃられたことは、私、質問の中で、時間を気にしまして早口にはなっておりますけれども、十分述べさせていただいております。

こちらの記事、住民と自治の図書館の未来を考える、住民自治と図書館の役割という記事がございました。これは、山本健慈さんという和歌山大学の名誉教授で元学長の方が、図書館協議会委員長時代に経験したものが載っております。

一部をそのまま読み上げます。利用者の本や情報への欲求の背後にある生活や人生をカウンターから読み取り支援しようとする、そういった司書が働いているようには見えなかった。言葉をかえていえば、利用者住民と職員の交流・コミュニケーションの蓄積はなく、職員の疲労ばかりが見え、多くの住民にとっては、図書館も職員も見えていないのではないかと、それでは図書館を支え、育てていく基盤すらできていないのではないかと思われました、中略させていただきます、現状を踏まえ、様々な職員が図書館について話し合い、図書館計画がつけられる、この町ではつけられたんですね、司書が、自分が本を貸す機械かと消耗していた。自動車文庫での出会いで住民の姿が見え、カウンターで向こうの利用者の姿がよく見えるようになったと自分の感じていることを利用者の前で語り、利用者からは、顔は知っていたが、初めて気持ちを聞き、深い感動と感謝の気持ちが生まれたと応ずる関係が生まれたとあります。

これが、本来の司書の業務であり、それが実行できないことで、司書も利用者もよりよい関係を築くことが難しかったという話なのです。まさに、紀北町の図書室は、この記事の前半そのものであると思います。

そもそもその原因は、私、先ほどから言っております、図書館法によらない図書室の在り方そのものだと思っております。町長と考え違います。図書館法には、そもそも館長を置くようにということが義務づけられており、その館長は司書資格を有している必要があるということなのです。

このことは、先ほど質問をいたしました評価を1人で行わないという部分に通じますし、

司書資格を持ち、かつ経験を持つ職員と、また、その課の課長の同時評価が可能となるという意味で、お互いの負荷が軽減されるものです。

つまり、館長がいないというだけで様々な問題が起こるということを示唆しておりますし、今、現実にはいろんな問題が起きております。それはよくご存じだと思います。私は以前、このことについて、条例制定の時点で、問題になると質疑の中で訴えさせていただきました。しかし、その甲斐もなく、このような問題が、条例が制定されたことにより発生してしまっております。

町長は、このことを踏まえ、図書館の在り方について、もう一度未来に向かって、どのような図書館をつくるのか考えていただきたいと思います。ご回答、考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

近澤議員、あと2分ですから、まとめてください。

尾上町長。

尾上壽一町長

我々、その先生がどの程度の規模の図書館のことをお話ししているのか、ちょっと分かりませんが、我々としては、この小さな紀北町に2つの図書室を有しております。そういったことから、今、図書室が地域振興会館、それから今の生涯学習センターに移動して、私も図書の好きな方からお話を聞いておりますけれども、本当に使いやすくなったということもありますし、明るくなったということもあります。そういう喜びの声は聞かせていただいておりますので、我々としては今の在り方で、住民の方への図書サービスについては、一定の評価をいただいているのではないかと考えております。

基本的には、どの程度までやるかという問題にもなってきます。そういうことからすると、今の利用状況等を見て、改善できるところはもちろん改善していきますけれども、今2館、うちは図書室がありますので、そういったことも踏まえて、使いやすい、そういった働きやすい図書室をつくるように努力してまいりたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

いろんな問題も起きておりますので、ハードは整理されました。ソフトが問題ですね。ぜひ未来に向かって、若者に誇れるような図書、未来の子どもたちを守っていただきたいと思っております。

そして、適正でない条例は勇気を持って、住民目線で住民と共に、そして、自然と共有する町で持続可能な、消滅都市なんて言われたくないですよ、本当に悲しい。その先頭に立って頑張る決意を最後にお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人口減は、なかなか防げるものでもないということなんですが、私、そもそも人口減少によって、町、村、田舎、そういったものが消滅するという、人口減少におけるそういった消滅都市のような表現の仕方自体は、私自身はおかしいなと思っております。小さくてもにぎやかな田舎、にぎやかな過疎、それから輝く田舎、輝く町、そういったものをつくってあげばいいのではないかと思います。

図書館でも、大きな規模のある図書館もあります。小さな図書館もあります。それぞれを踏まえて皆さんが、図書室に限れば、使いやすいことに改善もしていきたいと思えますし、まちづくりにしても、人口消滅がイコール町の消滅ではない、住民の暮らしの消滅ではないと私は思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

最後と言いながら、1分あるので、先ほども申しました。町長も今、決意を話されましたので、その思いをぜひ現実のものとして実行していただきたい。そのことを強く求め、まだ四十何秒ありますが、私もまちづくりの議員としての務めを一生懸命務めさせていただきますので、町長と競争して、よりよいまちづくりを目指して、また職員の皆さんと力を合わせて、住んでいる皆さんが幸せで未来に希望を持てる、国の言うとおりにしていれば持てませんよね。政治も変えて、そういうこともして、頑張っていきたいと思えますし、町長にもそのことを求め、私の6月議会での質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで、近澤チヅル議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、暫時休憩いたします。

(午前 10時 22分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

次に、4番 大西瑞香議員の発言を許します。

4番 大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

議長の許可を得ましたので、6月議会一般質問を始めさせていただきます。

今回は、未来につなぐ水道事業について質問いたします。

水道は、日々の暮らしになくてはならない、町民の命をつなぐ重要なインフラとして、持続可能な経営を確保していくことが求められます。本年の能登半島地震での水道管の復旧作業が進まない厳しい状況が報道され、全国の水道施設や管路の耐震化などについても、ニュースや新聞で取り上げることが増えました。

水道事業は、一般会計から独立した企業会計で運用され、税金ではなく、住民や企業などの水道利用者から支払われる水道料金で事業経営を行っています。当町の水道事業の経営環境は、人口減少等による事業収入が減る一方、施設や管路の老朽化に伴う更新が迫られている状況であり、厳しさを増しています。さらに今後、少子化等による人材不足、頻発する大規模災害への対応など、深刻な課題に直面することが予想されます。

全国で高度経済成長期時代に布設された水道管が現在、ほぼ同時に経年劣化しています。噴水のように湧き出る水道管の映像は、他市町のことだけでなく、最近、当町でも漏水により起こった現実の出来事です。紀伊長島地区の管路総延長は約127.6km、海山地区118.6km、合わせて総延長は約246kmです。

地方公営企業法により、水道管の法定耐用年数は40年と定められています。国交省は更新

を急ぐよう求めています。更新にかかる費用は1 km 1 億数千万円、2 億円という莫大な予算が必要であり、現在、当町の年間交換率は何%で、何年かかる試算なのか、後ほどこれについてもお聞きしたいと思います。

平成29年には、簡易水道事業が上水道に統合され、手厚い簡易水道の国の財政支援がなくなり、より厳しい状況となっています。上水道に統合された後も、紀北町のように面積が広く経営環境の不利地域と言われる中山間地域、地形的な事情のある地域での水道事業は、特に厳しい状況となっています。管路を含む老朽化が、有形固定資産減価償却率を押し上げ、収益を圧迫する一因となっています。

また、少子高齢化により今後、有収水量、これは漏水により利用されなかった水量や公衆トイレ、消防用水などを除いた料金収入の対象となった有収水量の増加は見込めず、建設改良費を確保した管路の更新による水量の増加を推進しなければ、県下でも最低の有収率の増加は見込めず、水事業から得る給水収益は減少すると考えられます。

経営収支比率は100%を超え、営業収益は黒字になっていますが、管路の更新・耐震化が進んでいない中での数字であり、将来、経営努力を行っても、持続的な水道経営の困難が懸念されます。

近年、全国的に地震災害が多発している状況の中、震災時に給水が特に必要となる病院・避難所などの施設を重要給水施設と位置づけ、ここに供給する管路を重要給水管路として優先的に耐震化を図る必要もあります。蛇口から水が出ることが当たり前である生活に危機感を抱かざるを得ない未来の水道事業への懸念を感じております。

それでは、当町の水道事業について、4点の質問を一問一答で行います。

- 1、水道施設の設備更新状況と現状分析、課題について。
- 2、管路の更新状況、耐震化率と管路更新計画について。
- 3、水道事業経営について。
- 4、町民への説明責任について。

それでは、質問の1として、水道施設の設備更新状況と現状分析、課題についてお聞きいたします。

まず、緊急遮断弁設置状況と浄水場、加圧ポンプ場設備更新と配水池更新の状況と課題についてお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、大西議員のご質問にお答えさせていただきます。

いろいろと現状を把握していただいた上での質問と理解いたしております。

水道につきましては、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であると認識をしているところでございます。個人・企業を問わず、日頃から安全・安心な水の供給に努めております。

議員が質問されております水道施設につきましては、浄水場が8か所、配水池が14か所、それから、加圧ポンプ場が6か所でございます。地震などの災害や事故で配水管が破損・破裂した際に、流量の異常を検知し、自動的に作動して流出を防ぐのが緊急遮断弁でございます。このことにつきましては、沖見低区配水池と海野配水池の2か所に設置しているところでございます。

施設の更新状況につきましては、三浦浄水場が平成27年度から始まりまして、今年度にも電気計装設備を設置いたしまして、来年度に場内整備を行い、完成する予定となっております。ほかにも保守点検の結果を基に、取替え修繕等を行っているところでございます。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今、大まかな答弁をいただきましたが、地理的環境から、やっぱり当町の施設の統廃合は難しく、既存の施設を維持管理・更新する必要があります。

その更新につきまして、事業計画に基づく更新どおりに進められているのかということについて質問させていただきたいんですが、まず、配水池の緊急遮断弁の設置状況、2か所というお話がありました。

最近、地震等の被害が多くなり、地震等の不測の事故発生の際に、配水池からの貯水の流出のために配水池の配水管に緊急遮断弁を設置することが重要であります。早急な対応が求められますが、その更新について、どのようになっているのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

設置につきましては、工事や災害時の給水車の受水作業等が必要となります。車両が乗り入れられる配水池が考えられるところでございますが、1基の設置でも高額な工事費を要し

ます。設置については、重要性・必要性を認識しつつも、現状困難な状況でございます。

今後の設置につきましては、どのような条件・状況かを鑑みて検討を重ねてまいります。まずは定期点検とメンテナンスを行っていくことで、施設の健全性の維持や災害時におけるリスクの軽減を図っていかねばならないと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

やはり財源の問題があると思うんですが、緊急遮断弁をつけたくても取り付けられない。ほかの方法を考えるといいかもしれませんが、なかなか厳しい状況であると思います。

現在2か所の緊急遮断弁の装置につきましては、地震を感知したときだけに作動するものなのか、設定上のルールを感知した場合に作動するものなのか、その点についてお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当に答えさせます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

大西議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、先ほど町長からもご説明ありましたけれども、町内の緊急遮断弁につきましては2か所、沖見低区配水池、海野配水池につけております。

感知ということですが、それぞれ機能につきましては、地震で震度6以上の揺れで感知します。もう一つは、何らかの理由で送水量が過大になったことを感知すると、自動に弁が閉じて作動するようになっています。この2点で止まるようになっています。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

では次に、配水池についてなんですが、配水池に移動取付け道路が開通しているところと

というのは、本当に当町ではほとんどございません。緊急時に電気も止まり、災害等で給水が必要になった場合、現在、どのように配水池の水を確保しに行くのか。ちょっとこの点で、様々勉強させていただいた中で疑問に感じたんですが、今の時点で考えられる方法をお聞きいたします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

水の確保ということですがけれども、車で移動できるところは車で給水車が行って受水して、給水車で配ることになるかと思えますけれども、現在のところ、車で移動できないところは、そういう状況下は困難だと思います。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今の時点でいいんですけれども、考えられる水を確保する方法ですね、道路のつながっていないところの。その点、答えられるようでしたらお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと議員、質問の部分が、配水池の水に関してでよろしいですか。

先ほど申し上げたように、震度6で自動に止まったりするようになっております。それで、一つの配水池につきましては、海野配水池は槽が2つありまして、一つのほうが完全に止まるんですけれども、一つのほうが止まらない状態にしていますので、もし管が壊れていなかったら、そこから水の供給が続くという形になります。

沖見の低区の場合は、完全に止めるのではなく、数%の水を出しながら、管路に異常がなかったら出していくというような形で、全部がすこっと抜けてしまうような状況ではないような配水池にしております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

またほかのときに、担当課長に詳しくはお聞きしたいと思います。

根本的な水源についてお聞きしたいんですが、紅ヶ平水源地につきましては、海に近い高潮や津波の影響を受ける、取水井戸が塩害で汚染されるという、そういうことの可能性も今後あるかと思います。また、電気系統の設備が被害を受ける可能性もあります。

これまでそういう影響を受けた事例があるのか、その点について、まずお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高潮とかそういったものはないんですが、塩害ということでは、海山地区が取水の場所を変えております。潮がだんだん上がってきまして、そういったことも今までもありますが、現時点での今の取水地については担当から答えさせます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

紅ヶ平浄水場に係る井戸については、特に塩害とか被害が出たという情報は今までは聞いておりません。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今後、大事な水源地がそういうことがないように祈るばかりなんですが、今の状況では大丈夫というお話をお聞きしました。

続きまして、2番目の管路の更新状況についての質問をさせていただきます。

管路の更新状況、また耐震化率と管路更新計画についてお聞きをいたします。

まず、数字の部分についてお聞きをしたいんですが、管路については、法定耐用年数が40年を経過した管路の延長と紀伊長島地区、海山地区、それぞれの総延長に対する老朽化、経年化率についてお聞きします。

また、耐震化につきましては、管路の延長と耐震化率についてをお聞きします。その中で、重要な基幹管路の耐震化済みの延長と耐震化率について、まず数字の点でお聞きをいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

管路の状況についてお答えさせていただきます。

法定耐用年数40年を経過した管路の延長と総延長に対する老朽化につきましては、令和4年度総延長の247kmに対し、耐用年数を超えた管路は約84kmでございます。管路の老朽化の度合いを示す経年化率は34.19%となっております。

また、耐震化率につきましては、耐震化した管路の延長は約40kmで、耐震化率は16.0%となっております。そのうち、基幹管路の耐震化済みの延長は約18kmで、耐震化率につきましては7.3%となっております。耐震適合管を含めた延長で計算しますと、耐震適合化率は9.8%となるところでございます。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今、紀北町内全体で答えていただいたんですが、管路の老朽化に対しての経年化率については、紀伊長島地区と海山地区それぞれでお答えをいただきたいんですが、お願いします。

尾上壽一町長

議長、担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

両地区ごとの経年化率は、資料を持ち合わせておりませんので、すみませんが、また後ほど提示したいと思います。失礼します。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

では、紀北町全体でお聞きをしていきたいと思っております。

今聞きましたとおり、老朽化率がやはり高い状況であり、耐震化率は10%っていないという本当に非常に低い状況であります。

まず、耐震化についてお聞きをしたいんですが、国の防災・減災、国土強靱化のための令和7年度までの5か年加速化対策の目標を見ますと、あまりにも乖離があり過ぎます。様々なところから延長の要望も出ておりますが、当町の今年度の耐震化のペースが上がる予定なのかということと、そして、当町の紀伊長島地域に関しましては、基幹管路は水源地から山居配水池、東長島、海野までの広範囲で耐震化が進んでおりません。その点からも含めて、今年度の耐震化のペース予定をお聞きいたします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

耐震化のペースということでございますけれども、布設替えによる耐震化は随時進めておりますけれども、今年度、昨年度につきましては、県道の支障移転工事がございます。支障移転工事につきましても、布設替えというか耐震管に替わっていく方向ですので、今年度、昨年度は、事業的にはボリュームが結構多くなってございます。数字的には何%とは言えませんけれども、この1、2年は耐震化のほうは進んできていると思います。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

やはりこういう計画については、数字をきちんと示した形で計画をしていると思いますので、それに沿って今後も計画を進めていただきたいと思います。

また、住民に説明するにしても、やはりそういう数字というのは重要になると思いますので、その点、また今後検討していただきたいと思います。

では、基幹管路についてお聞きいたしますが、基幹管路と言われる導水管、送水管、配水池から各家庭へ水を送る本管の漏水が発生をすると、大規模な断水が発生し、大きな影響があります。地震による水道管の破損は、耐震化されていないことが大きな要因です。図面上での計画が計画で終わらないように、推進するための施策とかそういう点について、改めてお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基幹管路につきましては、導水管、送水管、口径200mm以上の配水管のこととさせていただいております。導水管につきましては、取水井戸からくみ上げた原水を浄水場へ運ぶ管、送水管は浄水場から配水池へ送る管ということで位置づけております。

基幹管路につきましては、計画的にやっていかなければいけないと思っているところではございますが、何分にも予算の関係もございまして、もう少し基幹管路について、課長のほうから答弁していただけますか。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

先ほど、基幹管路の定義としては、導水管、送水管、口径200mm以上の配水管ということで決めておりますので、その部分の耐震化ということですと、口径200以上の配水管というものは、割かし鑄鉄管で強いものですから、少々の地震では、映像では破裂しているのを見ると思うんですけども、200以上のは強いということで、さほど被害が、破裂の心配が少ないかと思っております。

送水管につきましては、平成30年か31年頃に、三浦地区の送水管が破裂したことがございまして、これは老朽化によるものでしたけれども、それは補助金を使って耐震化をしたという経緯がございます。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

本来なら予定計画で、年間何%を予定して、何年かかるのかということもお聞きをしたいんですが、今回はお聞きをしません、本当に100年近い、そういう年数がかかるのではないかと思っております。

また、技術的なことでは、やっぱり民間企業の知恵もお借りすることが重要だと思っておりますので、職員の技術向上も含めて、人材の確保についてもお聞きをしたいと思っております。

それについてと、また、管路の更新には長い年月を要します。限られた財源の中で、より効率的な手法で、優先順位をつけて進めていると思っております。更新する上で、老朽化だけの判断でなく、地形・土壌などの環境要因もあると聞いていますが、最新の更新の優先順位と漏水調査の手法についても、人材確保を含めてお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人材確保という観点は大変重要なことだと思っております。そういう中で、紀北町も水道課の技術職を募集しておりますが、なかなか応募していただけないようなことがございます。

それと、民間の水道関係の事業者も、やっぱり経済活動の中ですので、予算がそんなに出なかったら、人もたくさん雇えないということもございまして、なかなか人材不足が進んでいるものだと思っております。

それと、優先順位は、先ほど申し上げたかどうかはあれなんですけれども、病院とかそういう重要拠点を優先的に行ったり、計画はあるんですが、何分にも老朽化によって、突然の事業が現れたりします。

それと今、相賀橋とか上里矢口線の付け替えとか、そういったものもございまして、そういったものも踏まえて、限られた企業経営の中でやっていくと、一つの大きな事業がぽつと入ってきますと、なかなか思うように進まないのも事実でございますので、そういったものも配慮しながら、やっていかなければいけないなと思っております。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

漏水調査の手法ということですが、一つは、町の現業職員が漏水探知機を持って、ちょっと水量が怪しいところを探知しに行ったりすることがございます。もう一点は、業者に委託して漏水調査を行っております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

以前の水道での一般質問にも出てきましたが、人工衛星を活用した漏水調査についてですが、先日、伊賀市が人工衛星を活用した漏水調査を実施いたしました。これまで人海戦術だけで調査していたのが、半径100mの範囲に絞り込めることで、業務の効率化につながり、漏水の調査だけでなく、布設替え計画を立てる上でのAIを活用した管路の劣化診断や地形等のデータも取れると伺いました。

財源が大きな課題ですが、このAI衛星活用を広域でとの、そういう話題が近隣市町や県での会合等で出たことがあるんでしょうか。その点について、町長にお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の段階では存じておりません。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今後、県のほうにも、どういうお考えがあるのかも、私も個人的にもお話をお聞きしたいと思うんですが、またそういう情報がありましたら、議会のほうにもいただきたいと思っております。

先ほども、漏水の計画についてなんですけど、いろいろどういことをされているのか、ほかの市町のことも調べさせていただきました。ある地域では、ここでもされているかも分かりませんが、予防保全と事後保全という形での維持管理手法を取られているところがあります。

予防保全というのは、基幹管路等の長時間に及ぶ市民に大きな影響を及ぼすものについては、予防的に管路の更新を優先的に行う。事後保全は、小口径の管路に関して、漏水等が起こった場合はその都度行っていく、復旧時間も短時間で済むという、そういう計画で維持管理を行っている、リスクに見合ったそういう維持管理を行っているというお話もお聞きしたんですが、当町については、その点ではいかがでしょうか。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

当町につきましては、先ほど言いました業者委託によって調査して判明した漏水箇所につきましては、翌年、布設替えの工事として反映させて、修繕を行っております。

あと、本日も今朝、町内のある箇所で、アスファルトがにじんでいるという情報がありました。早速、始業前にして、職員が対応に出向いていったんですけども、そういったものはそこで対応して修繕していくという2つの方法でやっております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

この点について、様々な水道ビジョンとか、いろいろ調べさせていただいたんですが、なかなか見つけることができませんでしたので、その点についても、そういう計画として立っているのか、またその点でも、今後調べさせていただきたいと思います。

では、3点目の水道事業経営について質問させていただきます。

水道事業は、独立採算による健全な経営が求められ、これまで自主財源の確保、経費の削減に取り組んできたことと思います。国から地方への財政支援は、補助金3分の1が大半で、残りは主に水道料金で行うことが前提となっています。そういう水道事業経営は厳しい経営であります。

水道施設に係る固定経費の上昇、料金収入の減少、施設・管路の老朽化の進行など多くの課題に直面している中、消費税増税以外では水道料金の値上げをせず、水の安定供給を行ってきました。今後の収益の見通しと経営強化策についてお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

収益の見通しと経営強化策についてでございますが、給水人口の減少が進む中、収益の減少が懸念されることは十分認識しているところでございます。

収入源である水道料金収入が減るだけでなく、燃料、光熱費、資材などの高騰による費用の増加で、利益を出しづらい状況となっているところでございます。この状況は今後も続くものと考えております。

令和2年度に策定した水道事業経営戦略では、現行の料金の体系の算定期間の令和2年度から令和11年度までの10年間は、内部留保資金で経営ができるとしつつ、給水人口の減少によりまして、経営は厳しくなると予測しておりましたが、策定時には想像できなかった燃料、光熱費の高騰が起こっておりまして、状況の変化によりまして、より一層厳しさが増していると考えております。

効率的な経営とコスト削減を進めるとともに、国・県の今後の財政支援状況、近隣市町の料金体系の動向を注視し、持続可能な水道事業を進めていけるようにしたいと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

当町の経営比較分析表も見させていただきましたが、給水原価、水を作るのに必要なそういう給水原価は、供給単価を上回っている原価割れとなっております。料金回収率も100%っていない状況です。

特に本町では、有収率の低さが本当に目立っているんですが、その原因と改善についてお聞きをいたします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

ただいま議員ご指摘いただいた有収率につきましては、県下でも低いのが現状です。

原因につきましては、やはり老朽化による漏水かと思えますし、あと、末端のほうで残留塩素が薄まったり、あと、高水温になっているので、捨て水というか吐き出して、滞留を吐き出しているような感じで捨てている水もございますので、そのあたりが大きな原因かと感じております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

ほかの自治体でも、やっぱり高温になった水を排水、捨て水としてしているところはあると思うんですね。そういう状況で、本当に特別低い有収率という状況になっていますので、細かな原因分析と改善に今後も努力していく必要が、ほかの市町よりもあると思います。

近隣の類似団体とも比べさせていただきましたが、勉強すればするほど、知れば知るほど、ショックを受ける数字が並んでいる当町でありますので、先ほど町長からも経営強化策についてお話を伺いましたが、なかなか今回の答弁も、根本的な細かな具体的な強化策というのは伺えておりませんが、今お答えさせていただける中で、そういう経営強化策について、ほかに追加の答弁をしていただければ幸いです、その点お聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町は、北勢のように水を買うということはしていないんですけども、やはり先ほど申し上げたように、くみ上げるということで、電力とかそういう動力に関するものが大変値段が上がってきておりますので、そういう意味では大変難しい部分があるかなと思いますのと、管路が長いので、今課長も申し上げたんですが、捨て水というような行為も行っております。

有収率を改善するには、やはり漏水、そういったものを、管路の更新が一番手っ取り早いのではないかなと思うところなんですけど、その手っ取り早い財源について、独立採算制ということで、なかなか手当てできないのが現状でございます。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今後、だんだん管路の更新する場所が多くなり、その上、人口も減るといって、本当にそういう状況になってくる中、本当に赤字になるようなことがありますと、起債なども制限をされる状況になってきます。そういう赤字経営を阻止するためにも、様々なほかの方法も対策をされていると思うんですが、ダウンサイジング等のそういう状況についてもお聞きをしたいんですが、管路口径の見直しなど、そういう点についての答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

ダウンサイジングにつきましては、布設替えを行う際に、技師のほうでいろいろ検討しまして、場所によって、できる場所があれば、ダウンサイジングをかけているところもございます。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今後も工夫をしながら行っていただきたいと思います。

町長に、広域連携についてお聞きをしたいと思いますが、令和3年度に県水道事業基盤強化協議会での取組で、多気町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町の6町が、料金

システム等の共同化をコスト削減を見込み進めています。

当町の地域環境もあり、できることは限られるかも分かりませんが、広域化による水道事業の課題解決として、ハードまたソフト面での備品の共同購入など、連携できる可能性についてお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、広域連携のほうも、今おっしゃったような市町のほうとの話が出てきております。ただ事情が、先ほど申し上げたように県のお水を買っているところとか、いろいろありまして、それは地形とかあります。

議員おっしゃったような部品の共同購入、そういったもので、できる部分は今後でもできるのではないと思うんですが、なかなか経営そのものを統合したり広域化するというのは、大変難しい状況ではないかと思っておりますので、我々としては、そういうできるところから、広域的にあればやっていきたいなと思います。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

今後、ソフト面での広域連携について調べていただいて、その可能性について、また今後でも検討いただきたいと思います。

私も、いろいろ補助金等を調べる中で、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するための財源の一つとして、生活基盤施設耐震化等交付金というものがあります。当町もこれまで活用し、事業を進めてきました。

この生活基盤施設耐震化等交付金を取るための評価シートの計画の中に、実現可能性という項目があります。その一番最後に、地元の機運という項目があります。これは、地元住民からの要望や議会質問状況など記入している自治体もございます。

当町もこの交付金で、今後も事業を行っていくと思いますが、予算を取る上で、町民の皆さんへ現状を説明する、事業説明をするということが、この評価シートからも重要になってくると思います。

そこで、4点目の町民への説明責任についてお聞きをいたします。

これから未来を担う子どもたちに水道という財産を引き継ぐために、住民に現在の水道の

現状と課題などを丁寧に説明し、共有化し、将来厳しさが待つ水道事業の状況を町民の皆さんに理解していただく努力をすることが重要です。

行政報告会でも水道事業に関する質問も出ていたようですが、住民が知るべき情報を伝えることが行政の義務でもあります。課題認識を共有することから始め、水道事業の現実を知ってもらう必要があります。情報発信だけでなく、情報の共有が重要です。今後、町民の皆さんにどのような情報発信をしていくのかお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員もこうやってご質問いただいております。そういう中では、将来的なことを考えれば、これからこういったご質問をいただく中で、我々の考えも述べさせていただきます。そういったことでも、町民の皆さんにも知っていただきながら、今の水道経営の厳しさを認識していただく必要があると、そのように考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

情報発信については、発信をするということだけではなく、情報を共有するということが本当に重要になります。先ほどお話をさせていただきました課題の共有と、執行部の本気度や真剣さが重要になってきます。

岩手県に矢巾町という人口2万6,000人余りの自治体があります。矢巾町では水道経営について、職員と住民相互の危機感があり、一緒に水道事業を学びながら解決策を考える住民参加の制度をつくり上げたそうです。

その内容は、水道政策を推進するには住民の理解促進と合意形成が不可欠との認識に至り、重層的な住民参加の手法を導入し、水道料金、水道管の更新について、住民参加型で水道事業ビジョンを策定してきたそうです。矢巾町は、こういう取組から、平成27年に日本水道協会から水道イノベーション賞の受賞をされています。

管路更新を先送りすることは、人口が減っていく次の世代の負担が大きくなることとなります。更新に必要な費用が同じでも、一人一人の負担が増える一方であります。現在、ほかのインフラや生活費の値上げなど、大変厳しい状況であります。矢巾町でのそういう取組を受けて、町長はどういうふうに思われたのでしょうか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員からこのご質問をいただいて、初めて知ったような状況でございますが、こういった住民の皆さんの理解を得ながらやっていくということが、水道事業の経営について大変重要なことだと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

私も、そういういろんな情報を取るにも、ニュースとかそういう、いろんなSNSではなくて、直接矢巾町の方にお伺いをしました。水道ビジョンもみんなで作くりながら、意見を出し合って、ワークショップを開きながら、そういうことをされていたそうです。

結論的に住民が出した結論は、水道料金の値上げという結論に至ったわけですが、その点についても、そういうことだけではなく、事業経営また管路の更新等についても、様々な意見を出し合いながら行われた、そういう結果が住民の結論になったということをお伺いしています。

今後本当に、当町においても命の水であります、そういう水を維持していくために、大変重要な水道事業でありますので、今後、行政だけではなく、執行部だけでなく、住民と相互理解、共有をしながら、水道事業を進める必要があるかと考えています。

今までの水道事業に関する様々な考え方を新しく転換をしていく部分もあるかと思えます。最後に町長から、その点を含め、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今まで、議員からもいろいろ質問を本日いただきました。こういう中で、紀北町は平成20年に水道料金を統一させていただきまして、16年になります。そういうことも考えますと、料金改定について、真剣に取り組んでいかなければならないと思えます。

管路も247kmありますので、漏水したり出なくなったから放っておけばいいということではございませんので、今議員おっしゃったように命に関わることでございますので、これらを情報共有しながら、子どもたちにも水の大切さも教えさせていただいて、この水というの

はどのような過程で作られて、どういう経費がかかってと、そういったものも町民の皆様、児童・生徒にも知っていただきながら、水の大切さを知った上で、今後これを維持していくためにはどういった経営が必要なのかということをお互いが、今言われたように共有しないと、恐らくどのようなことをしても、いろいろ難しい意見ばかりが出るのではないかと思いますので、矢巾町ですか、しっかりと勉強させていただいて、どういう取組で町民の皆さんを巻き込んでいったのかということをお勉強させていただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

これまで、水道の現状について、住民の中でそういう現状を知らない方、ほとんどではないかと思っておりますので、今後、行政と町民とのそういう協力した事業経営、経営戦略が進んでいくことを期待し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

入江康仁議長

これで、大西瑞香議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、暫時休憩いたします。

(午前 11時 21分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 30分)

入江康仁議長

次に、1番 脇昭博議員の発言を許します。

1番 脇昭博議員。

1 番 協昭博議員

1 番 協昭博。

議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

まず、質問 1 の公共施設（建物）個別施設計画についての公表時期についてお聞きします。

令和 5 年度中に作成されましたが、5 月末においても、いまだにホームページに掲載されておりません。情報公開申請により入手させていただきましたが、ホームページなどへの公開はいつになるのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別施設計画の公表時期というご質問でございます。

今のところ、申し訳ございませんが、未定でございます。再度、内容等十分確認した上で、町のホームページに掲載させていただきたいと、そのように考えております。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

それでは、次に、質問 2 の個別施設計画から学校施設（旧学校以外）を除いた理由をお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校等を除いた理由でございます。教育委員会におきまして、ごめんなさい、学校を除いた理由とさせていただきます。

教育委員会においても、児童・生徒、園児数が著しく減少しているような状況を踏まえまして、施設の複合化も検討する長寿命化計画を策定しておりますので、当計画書の対象から外しているところでございます。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

管理課において既に長寿命化計画等が策定されている施設は除いたと計画書にありますが、

施設等総合計画には、全ての学校施設及び公営住宅も含まれております。また、他市町においては、学校、公営住宅も個別施設計画に含まれて計画策定されています。

当町の個別施設計画の総合評価書類にも長寿命化を行う指標があり、東長島公民館、海山公民館、海山郷土資料館、キャンプ i n n 海山のほか、排水機場施設が3施設、旧ふなつ幼稚園の計8施設が長寿命化の総合評価結果となっております。

管理課において長寿命化計画が策定されていても、この計画に含み評価し、情報を公開することが必要と考えますが、町長のお考えをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、個別施設計画、大変重要な計画であります。学校の長寿命化計画ということで、学校の在り方について、真摯に取り組んでいきたいと思っております。

ただ、議員がご指摘の部分について、計画に基づいて真摯に取り組んでいきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

個別施設計画の背景と目的にあるように、昨今の厳しい財政状況、人口減少、少子高齢化等のさらなる進行や公共施設等の利用需要の変化と、人口が減少すれば利用も減少することが目に見えています。

当町の人口については、6年後の令和12年には約1万1,400人に減少する見通しとされています。合併時の約1万9,900人から約8,500人減少し、合併時の57%の町民で現状の公共施設を維持管理するのは、かなり難しいはずです。

特に学校施設については、昨年9月に頂いた資料によりますと、4年後の令和10年には、町内の小学校の全児童数は234名、中学校の生徒数は221名と大幅に減少します。年間の出生人数が40名前後しかない現状では、当然のこととは思いますが、学校施設や公営住宅を含まない計画は、縦割り行政の悪弊のごとく、窓口を探し回って情報を探さなくてはなりません。

全ての施設について一元化し、計画策定を行うべきと思いますが、このことについて、再度町長のお考えをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご指摘ありがとうございます。

十分分かりますが、教育委員会のほうで、生徒数とかそういった統廃合のことも含めて、いろいろと考え方もあろうかと思しますので、ここからは抜かせていただいたような状況でございます。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

教育委員会のほうで策定されたやつをこの計画に上げていただければよいというふうには考えております。

それでは、次に、質問3の策定された3次評価について、協議はどう行ったのかをお聞きします。

個別施設計画内の186施設について、1次評価で廃止または統廃合等及び移譲に分類されたのは98施設あります。2次評価でも36施設あります。それが3次評価では21施設となっています。

1次及び2次評価については、施設についての客観的な分析評価と思いますが、3次評価については計画書によりますと、政策判断や主観的要素を加味して、施設の3次評価総合評価を作成すると、計画書の14ページ、1-5、3次評価のところに記載されております。3次評価において、15施設が廃止等から現状維持に変更されています。

これには、広域ごみ施設が稼働後に停止される両RDF施設も入っておりますので、実際には13施設を廃止または移譲する計画を取りやめる変更がされています。

具体的に13の施設名を表記載の順番で挙げますと、木津集会所、中新田集会所、中原多目的集会所、戸ノ須集会所、山本集会所の5集会所、赤羽会館、古里会館、引本会館の3公民館、交流施設けいちゅう、道瀬地区海岸施設、きいながしま古里温泉の観光施設、島勝漁村センターの1産業施設、長浜消防団車庫の1消防施設の計13施設です。

変更された観光施設についての行政費用、維持管理費から事業収入を差し引いた町の持ち出し金額は、2施設だけでも約4,000万円にもなっています。この13施設の変更の際に、どのような協議があったかをお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3次評価は私も入ってさせていただきました。

その中で、議員おっしゃるような部分については、使われていない部分、1次評価、2次評価で廃止のようなものも、現状維持に戻したのもございます。地域住民のしっかり意見を聞き取っていないものとか、そういったものに対して、どうしようかと決めかねているものが第3次評価の中で、1次、2次で駄目だなというようなものも、現状維持という形で残させていただきました。

地域の皆さんが考えること、そういったもの、それから今、消防団のお話もありましたが、そういう分団とか部、それから詰所の問題等も抱えている多面的な部分がある部分については、極端に言うといけないんですが、決めかねて、現状維持とさせていただいた部分もでございます。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

次に、廃止及び移譲予定の21施設についてお聞きします。

現状も需要がない施設がほとんどとなっていますので、各団体や自治会とも協議されずに廃止や移譲を計画されていると思いますが、計画内にもあるとおり、紀北町の公共施設への投資的経費は年間4億3,000万円しかなく、必要額15億7,000万円の27%しかありません。

将来的には人口減少により、4億3,000万円できえ維持できなくなるはずですが、計画の令和14年に10%削減するような甘い計画ではなく、全ての271施設、全体計画ですけれども、271施設について、維持管理費や費用対効果の検討を再度また正確に行い、早急に聖域のない削減計画にして、関係団体と協議を始めることが必要と考えますが、削減についての町長の考え方を再度お聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も、議員おっしゃるとおりだと思います。削減していかなければならないというような形だと思います。

合併して、2つの町が合併したわけなんですけど、施設がそれぞれ2施設ずつあります。こ

ういったもので、一つにしたりとか、老朽化したときなんかは、明らかに住民の皆さんの理解を得ながら、一つにしていかなければいけない部分も出てきますので、議員おっしゃるように、今のままでは現状維持ができない紀北町だと思っております。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

政策判断や主観的要素で、紀北町を財政破綻させないように期待して、次の質問4、この種の計画策定や電算処理の委託の在り方について質問いたします。

今回の公共施設等総合管理計画の中の建物個別施設計画については、外部の業者に業務を委託され、作成された計画ですが、個別施設計画の委託費用をお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ぎょうせいのほうに275万円で委託いたしております。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

この計画についても、総務省や三重県が示した方針に基づいて作成されたと思いますが、建物個別施設計画について、県内の他市町の計画を見られたかどうかをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身は見ておりません。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

県内の他市町の建物個別施設計画をホームページで検索してみると、何種類かの分析方法が見られました。その中で、ある町の個別施設計画を拝見しますと、非常に分かりやすい。まず、計画の基本になる建物の耐用年数を用途別・法律別に計画書に明記してから、目標とする耐用年数を決めています。それを計画上に記載されております。

当町の個別計画を見ると、目標耐用年数も法定耐用年数も記載されておりません。行政感覚では理解し難い減価償却費から推測するしかありません。大金を支払い業務委託して策定した結果が、このような状態です。

先頭を切って走る必要はありません。このような計画の策定、日本はウェブサイトにも幾らでもあります。今はいろんな資料作成も、パソコンの利用で簡単にできます。AIの利用等で、いろんな業務企画書、ホームページの作成も委託をやめ、自前で行う自治体や企業も出ています。

各種の委託業務を根底から見直し、紀北町においても、自前で作成できるものは自前で行い、町の活性化のためにも、町内業者にできるものは町内で業務委託するのが必要と考えますが、町長はどうお考えですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町内業者でできるものは、やはり町内であるということは、ほかの土木工事なんかでもよく言われておりますので、そのとおりだと思いますが、委託をやめてというお話なんですが、物にもいろいろとよるかと思います。

計画書も、本当に毎年のように各課担当が作っておりますので、そういった意味で、費用対効果など、また職員等に過度の負担をかけないように、そういったことも踏まえて、今後いろいろな形で検討していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

今後検討していただくということで、以上で紀北町の建物個別施設管理計画を拝見して、疑問に思ったことを質問いたしました。早急な対応を期待して質問を終わります。

入江康仁議長

これで、協昭博議員の質問を終わります。

なお、奥村仁議員ほか2人の質問者については、6月12日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

どうも皆さん、ご苦労さんでございました。

(午前 11時 48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6年 9月 3日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 脇 昭博

紀北町議会議員 宮地 忍